

山梨県地域クラブ活動推進連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立中学校における休日部活動の地域移行に関する、地域クラブ活動の取組を推進するため、スポーツ・文化・教育の有識者等から幅広く意見聴取することを目的として開催する山梨県地域クラブ活動推進連絡会（以下「県連絡会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 県連絡会は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 公立中学校における休日部活動の地域移行の体制整備に関する事項
- (2) 広域的な課題に関する事項
- (3) その他、必要と認められる事項

(構成員)

第3条 県連絡会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する者のうちから、別表に掲げる分野から、教育長が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 県連絡会は、教育長が招集する。

2 県連絡会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は会議を進行する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

5 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を県連絡会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 県連絡会の庶務は保健体育課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、県連絡会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、令和5年 6月22日から施行する。

令和7年11月11日 一部改正

〈別表〉

山梨県地域クラブ活動推進連絡会委員名簿

No.	役職	分野
1	山梨学院大学 スポーツ科学部 教授	学識経験者
2	山梨大学 教育学部 教授	
3	県小中学校校長会 中学校部長	教育関係団体
4	県高等学校校長協会 会長	
5	県小中学校体育連盟 会長	
6	県PTA協議会 会長	
7	県特別支援学校校長会 会長	
8	県スポーツ推進委員協議会 会長	スポーツ・文化 関係団体
9	県スポーツ協会 スポーツ振興課長	
10	県スポーツ指導者協議会 会長	
11	総合型地域スポーツクラブ協議会（SC山梨） 理事長	
12	地域スポーツクラブ代表者	
13	県吹奏楽連盟 理事長	
14	市町村行政担当者代表者	市町村関係者
15	県スポーツ振興課 課長	県関係課
16	県教育庁総務課 教育企画室 室長	
17	県教育庁義務教育課 課長	
18	県教育庁高校教育課 課長	
19	県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課 課長	
20	県教育庁社会教育課 課長	
21	県教育庁保健体育課 課長	
22	県教育庁保健体育課 総括コーディネーター	